

船橋市遺児手当支給条例

○船橋市遺児手当支給条例

昭和46年3月31日

条例第22号

改正 昭和48年3月31日条例第13号
昭和49年4月1日条例第18号
昭和50年4月1日条例第14号
昭和52年3月31日条例第17号
昭和53年3月31日条例第16号
昭和54年3月30日条例第8号
昭和55年3月31日条例第11号
昭和56年3月31日条例第12号
昭和57年3月31日条例第10号
昭和58年3月28日条例第10号
昭和60年3月27日条例第4号
平成元年3月31日条例第5号
平成7年3月31日条例第9号
平成16年3月31日条例第18号
平成24年6月28日条例第35号

船橋市遺児手当支給条例

(平7条例9・平16条例18・改称)

(目的)

第1条 この条例は、遺児を養育している者（以下「保護者」という。）に遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭50条例14・平7条例9・平16条例18・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「遺児」とは、義務教育終了前の者であつて、父母又は父若しくは母と死別した児童をいう。

(平16条例18・全改)

(受給資格)

第3条 手当の支給を受けることができる保護者は、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であつて、現に遺児を養育している親権を行う者、後見人その他の者とする。

(平16条例18・全改、平24条例35・一部改正)

(申請及び認定等)

第4条 手当の支給を受けようとする保護者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を保護者に通知するものとする。

(手当の額及び支給方法)

第5条 手当の額は、遺児1人につき、次の区分により支給する。

支給区分	月額
乳幼児	7,000円
小学生	7,500円
中学生	8,000円

2 手当の支給は、受給資格の認定を受けた日の属する月の翌月から受給資格を失った日

の属する月までとする。

- 3 手当は、毎年3月、9月の2期にそれぞれの月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき理由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても支給することができる。

(昭48条例13・昭49条例18・昭50条例14・昭52条例17・昭53条例16・昭54条例8・昭55条例11・昭56条例12・昭57条例10・昭58条例10・昭60条例4・平元条例5・平7条例9・平16条例18・一部改正)

(支給の制限)

第6条 手当は、保護者の家族全員の前年（1月から3月までの間の手当については前々年）における所得の合計額が市長が別に定める所得額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月までは支給しない。

- 2 市長は、保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(受給資格の消滅)

第7条 手当の支給を受けている保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 保護者でなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する受給資格を有しなくなったとき。

(届出の義務)

第8条 保護者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条に規定する受給資格に変更があったとき。
- (2) 第5条に規定する支給区分に変更があったとき。
- (3) 遺児が死亡し、又は義務教育を終了したとき。

(平7条例9・平16条例18・一部改正)

(手当の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は当該手当をその者から返還させるものとする。

(未支給の手当)

第10条 保護者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で、まだその者に支給されていない手当があるときは、新たに遺児の保護者となった者に未支給の手当を支給することができる。

(平7条例9・平16条例18・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行前に、この条例による改正前の船橋市遺児手当支給条例の規定に基づき、

船橋市遺児手当支給条例

給付事由の生じた遺児手当の支給の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第17号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に、給付事由の生じた遺児手当の支給の額については、この条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月30日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に、給付事由の生じた遺児手当の支給の額については、この条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月31日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に、遺児手当の支給を受けるべき者であって、かつ、その支給を受けていないものに係る遺児手当の額については、この条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に、遺児手当の支給を受けるべき者であって、かつ、その支給を受けていないものに係る遺児手当の額については、この条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月31日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に、遺児手当の支給を受けるべき者であって、かつ、その支給を受けていないものに係る遺児手当の額については、その条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

船橋市遺児手当支給条例

- 2 この条例施行前に、遺児手当の支給を受けるべき者であって、かつ、その支給を受けていないものに係る遺児手当の額については、この条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月27日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、遺児手当の支給を受けるべき者であって、かつ、その支給を受けていないものに係る遺児手当の額については、この条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、遺児手当の支給を受けるべき者であって、かつ、その支給を受けていないものに係る遺児手当の額については、この条例による改正後の船橋市遺児手当支給条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第1項の規定により受給資格の認定を受けている遺児手当については、改正後の第4条第1項の規定により受給資格の認定を受けた母子等家庭児童養育手当とみなす。

附 則（平成16年3月31日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の船橋市母子等家庭児童養育手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により受給資格の認定を受けている者が、改正後の船橋市遺児手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の受給資格に該当するときは、この条例の施行の日において改正後の条例第4条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第1項の規定により手当の支給を受けていた者であって改正後の条例第3条の規定に該当しなくなったものに係る平成16年4月から同年6月までの間の手当の支給は、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月28日条例第35号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（船橋市遺児手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請のあった平成24年7月までの月分の受給資格の認定については、第3条の規定による改正後の船橋市遺児手当支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる同条の規定による改正前の船橋市遺児手当支給条例第3条の規定中「外

「外国人登録原票」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票」とする。